

記者発表資料 1枚

平成29年11月 8日
福島県土木部建築住宅課

「福島県賃貸住宅供給促進計画（案）」に関する 県民意見公募を開始します。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）が平成29年10月25日に改正・施行され、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

これを踏まえ県では、県内における登録住宅の供給促進を図るため、改正法に基づく「福島県賃貸住宅供給促進計画」の策定を進めています。

今回、計画の案を公表し、県民の皆さまの意見を計画へ反映するため、**広く御意見を募集します。**

【募集期間】

平成29年11月8日（水）から平成29年11月29日（水）まで（必着）

【応募資格】

- （1）県内に住所を有する個人及び団体、並びに県内に通勤・通学している方
- （2）東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により県外に避難されている方

【提出方法】

「県民意見提出書」（下記「資料の入手方法」の各機関等にて入手できます）により、郵便、FAX、電子メールのいずれかで御意見をお寄せください。

【資料の入手方法】

「福島県賃貸住宅供給促進計画（案）」は、福島県土木部建築総室のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/tinntai.html>）からダウンロードできるほか、土木部建築住宅課（県庁西庁舎4階）、県政情報センター、各地方振興局（県北を除く）の県政情報センター、各建設事務所の建築住宅課で入手できます。

【問い合わせ先】

土木部 建築住宅課 主幹 渡邊
電話 024-521-7986 （内線 3696）
FAX024-521-7955